

導入促進団体の公募について

導入促進団体の公募について

背景

- 近年、開発が進む新材料・新工法について、技術基準類は性能規定化されているものの、求められる性能の確認方法がないため、新技術の活用が進みにくい。
- 更に、新材料・新工法を採用しようとする場合、比較検討に類似技術の確認や従来技術との優位性など大きな作業が生じている。

課題

- 新技術(新材料・新工法)の活用を推進するためには、以下が必要
 1. 新技術に求める要求性能の明示
 2. 新技術の性能の確認方法を明示
 3. 新技術が求める性能を満足していることの確認(技術の実証)
 4. 従来技術との比較やラインナップの明示
- 性能や性能の確認方法の検討、個別技術の確認(技術の実証)を行うための体制の強化が必要

<対応方針(案)>

- 国土交通省と連携して新技術の活用に必要な技術基準類の検討や技術の実証を行うための機関(第三者機関等)を公募・選定し、取組の加速化、拡大につなげる
- 公募・選定にあたっては、NETISテーマ設定型における第三者機関等の活用を参考に実施

※参考:NETISテーマ設定型における第三者機関等(「公共工事等における新技術活用システム」実施要領より抜粋)

本省は、調査に対する確認能力、各地域における実行性等の観点から、登録、事前審査、活用効果調査の調査・確認、事後評価を行う者として適切と認められる第三者機関等を選定することができる。(中略)ここに、「第三者機関」とは、公共工事等に関する技術の審査に精通する民法第33条に規定する法人をいい、「第三者機関等」とは、第三者機関及び当該技術分野に精通する大学の専門家等をいう。

※公募にあたっては、建設技術審査証明事業団体の要件を参照し、一般的な事項を規定

社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人もしくは当該技術分野に精通する者であり、当該分野の技術基準の検討や技術認証を行うための体制を組むことができること